



ひなたGAP認証制度が変わります！

GAP(ギャップ)とは、食品安全・労働安全・環境保全等を目的に、農産物の生産工程ごとに適正な作業手順や物の管理を行う手法のことです。

宮崎県版のGAPである「ひなたGAP認証制度」は、東京オリパラの食材調達基準としての役割を終えることを契機として令和3年7月に制度を改正します。団体による認証を推進するとともに、認証取得者が使いやすい制度となるよう各種項目の改正を行います。

ひなたGAPは分かりやすく基礎的な内容のGAPであることから、GAPの実践や、国際水準GAPに取り組む前のファーストステップとしても御活用ください。

1 認証取得者の要件

- ◆農業者の団体(グループや部会等)、農業教育機関、個人、法人が認証を申請できます。ただし、**個人及び法人の認証の申請は、令和4年3月31日まで**となります。
- ◆認証を取得済みの個人及び法人は認証を継続します。



2 審査のタイミング

- ◆初回審査と更新審査は、栽培及び収穫が確認できる時期に実施します。
- ◆初回審査を収穫時期に受審できなかった場合のみ維持審査を実施。更新審査以降の維持審査は廃止します。



3 その他 (改正項目の一部を抜粋)

- ◆申請書類の押印を廃止します。
全ての申請書類で押印が不要となります。
- ◆ひなたGAPマークが使いやすくなります。
認証取得後に使用できる「ひなたGAPマーク」が、モノクロや一色でも使用できるようになります。(モノクロ及び一色の指定色あり。「認証マーク表示方法」参照)



【ひなたGAPマーク】

◎ ひなたGAP認証制度は、状況の変化により今後も改正する可能性があります。御了承ください。

ひなたGAP認証制度の概要や各種様式は、県のホームページでご確認下さい。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/nogyoryutsu-brand/shigoto/nogyo/page00085.html>

ひなたGAP 検索



[お問合せ先] ひなたGAP事務局(0985-73-8001) 県農業流通ブランド課(0985-26-7127)